令和６年度

京都市立芸術大学

教職課程

自己点検・評価報告書

（令和７年４月）

目次

はじめに

第１部　教職課程の現状
　１　大学名
　２　学部・研究科名
　３　所在地
　４　教職課程認定学部学科・研究科専攻及び取得免許状
　５　学生数及び教職課程を担当する専任教員数

第２部　教職課程の自己点検・評価結果
　１　教育理念・学修目標
　２　授業科目・教育課程の編成実施
　３　学修成果の把握・可視化
　４　教職員組織
　５　情報公表
　６　教職指導（学生の受け入れ・学生支援）
　７　関係機関等との連携

はじめに

本学は、美術学部（美術科、デザイン科、工芸科、総合芸術学科）、音楽学部（音楽学科）、美術研究科（美術専攻、デザイン専攻、工芸専攻、芸術学専攻、保存修復専攻）、及び音楽研究科（作曲・指揮専攻、器楽専攻、声楽専攻、音楽学専攻、日本音楽研究専攻）の２学部５学科及び２研究科１０専攻の芸術大学である。

このうち、当該学科あるいは当該専攻における所定の教職課程の単位を修得することで、音楽学部音楽学科においては、中学校第一種免許状（音楽）及び高等学校第一種免許状（音楽）を、美術学部美術科、デザイン科、工芸科、及び総合芸術学科においては、中学校第一種免許状（美術）、高等学校第一種免許状（美術）、及び高等学校第一種免許状（工芸）を取得することができる。

また、音楽研究科修士課程作曲・指揮専攻、器楽専攻、声楽専攻、及び音楽学専攻においては、中学校教諭専修免許状（音楽）及び高等学校教諭専修免許状（音楽）を、美術研究科修士課程美術専攻、芸術学専攻、及び保存修復専攻においては、中学校教諭専修免許状（美術）及び高等学校教諭専修免許状（美術）を、同工芸専攻においては、中学校教諭専修免許状（工芸）及び高等学校教諭専修免許状（工芸）を、同デザイン専攻においては、中学校教諭専修免許状（美術）、高等学校教諭専修免許状（美術）、及び高等学校教諭専修免許状（工芸）をそれぞれ取得することができる。

大学の教職課程の質向上のためには、大学自らが定期的に教職課程について点検・評価を行い、その結果に基づいて改革・改善を図っていくことが強く求められる。そのために、教育職員免許法施行規則が改正され、令和４年４月より、教職課程の自己点検・評価の実施とその結果の公表が義務化されることとなった。

これを受けて、文部科学省の「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」（令和３年５月７日付け、教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議）に基づき、令和６年度に第１回自己点検・評価結果を公表した。第２回自己点検・評価報告書を作成するにあたり、第１回自己点検・評価報告書の作成と同様、点検・評価項目を確認した上で、根拠となる資料やデータを収集するとともに、点検・評価項目に関した調査を実施するなどし、それら結果に基づいて、自己点検・評価委員会で自己点検・評価報告書の原案を作成し、最終的に、全学的な審議機関である教育研究審議会で承認を得る、という手順を踏んだ。ここに本報告書をもって、本学教職課程の第２回目の自己点検・評価の結果の公表とするものである。

第１部　教職課程の現状

１　大学名

京都市立芸術大学

２　学部・研究科名

美術学部

音楽学部

大学院美術研究科

大学院音楽研究科

３　所在地

京都市下京区下之町５７―１

４　教職課程認定学部学科・研究科専攻及び取得免許状

【教職課程学部学科及び取得免許状】

学部	学科	免許状の種類及び教科
美術学部	美術科	中学校教諭一種免許状（美術） 高等学校教諭一種免許状（美術） 高等学校教諭一種免許状（工芸）
	デザイン科	中学校教諭一種免許状（美術） 高等学校教諭一種免許状（美術） 高等学校教諭一種免許状（工芸）
	工芸科	中学校教諭一種免許状（美術） 高等学校教諭一種免許状（美術） 高等学校教諭一種免許状（工芸）

	総合芸術学科	中学校教諭一種免許状（美術） 高等学校教諭一種免許状（美術） 高等学校教諭一種免許状（工芸）
音楽学部	音楽学科	中学校教諭一種免許状（音楽） 高等学校教諭一種免許状（音楽）

【教職課程認定研究科専攻及び取得免許状】

研究科	専攻	免許状の種類及び教科
美術研究科	美術専攻	中学校教諭専修免許状（美術） 高等学校教諭専修免許状（美術）
	デザイン専攻	中学校教諭専修免許状（美術） 高等学校教諭専修免許状（美術） 高等学校教諭専修免許状（工芸）
	工芸専攻	中学校教諭専修免許状（工芸） 高等学校教諭専修免許状（工芸）
	芸術学専攻	中学校教諭専修免許状（美術） 高等学校教諭専修免許状（美術）
	保存修復専攻	中学校教諭専修免許状（美術） 高等学校教諭専修免許状（美術）
音楽研究科	作曲・指揮専攻	中学校教諭専修免許状（音楽） 高等学校教諭専修免許状（音楽）
	器楽専攻	中学校教諭専修免許状（音楽） 高等学校教諭専修免許状（音楽）

	声楽専攻	中学校教諭専修免許状（音楽） 高等学校教諭専修免許状（音楽）
	音楽学専攻	中学校教諭専修免許状（音楽） 高等学校教諭専修免許状（音楽）

５　学生数及び教職課程を担当する専任教員数（令和６年５月１日現在）

【学生数（学部）】

学部	学科	学生数
美術学部	美術科	２９４名
	デザイン科	１２２名
	工芸科	１２４名
	総合芸術学科	２１名
音楽学部	音楽学科	２６５名

【教職課程を担当する専任教員数（学部）】

学部	学科	教員数
美術学部	美術科	２９名
	デザイン科	１１名
	工芸科	１５名
	総合芸術学科	７名
音楽学部	音楽学科	２６名

【学生数（大学院）】

研究科	専攻	教員数
美術研究科	美術専攻	７１名
	デザイン専攻	２４名
	工芸専攻	２７名

	芸術学専攻	７名
	保存修復専攻	６名
音楽研究科	作曲・指揮専攻	５名
	器楽専攻	３１名
	声楽専攻	１３名
	音楽学専攻	４名

【教職課程を担当する専任教員数（大学院)】

研究科	専攻	教員数
美術研究科	美術専攻	２７名
	デザイン専攻	９名
	工芸専攻	１３名
	芸術学専攻	９名
	保存修復専攻	８名
音楽研究科	作曲・指揮専攻	４名
	器楽専攻	１１名
	声楽専攻	５名
	音楽学専攻	４名

第２部　教職課程の自己点検・評価結果

１　教育理念・学修目標

1-1 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定状況

【現状説明】

本学の教職課程においては、大学学則に掲げる「深く芸術に関する理論、技能及びその応用を教授研究し、もって文化の向上に寄与すること」及び大学院学則に掲げる「芸術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与すること」という根本理念の精神に従って、また、それを受けた学科のディプロマ・ポリシー（以下「ＤＰ」という。）等を踏まえて、専攻実技をきわめた学生が、教職課程の学科目や教育実習での学びを通して、教員として求められる資質・能力を身につけることによって、美術教育や音楽教育のみならず、芸術一般の普及・発展に貢献しうるようになることを教員の養成の目標とし、それを達成するために適合した計画を設定している。

【点検に基づく評価】

具体的かつ明確な形で設定している。本学の教職課程は、美術教育や音楽教育のみならず、芸術一般の普及・発展に貢献しうるようになることを目指した教員養成という点で、芸術大学ならではの特色がある。

1-2 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定プロセス（学生や採用権者の意見の考慮、所在する都道府県・政令指定都市教育委員会の策定する教員育成指標との関係性の考慮が行われているか等）

【現状説明】

教員養成の目標を達成するための計画の策定においては、教職課程を担う教員個々にアンケートを実施し、それを独自に活用して学生の意見も考慮しながら、京都府・京都市教育委員会の策定する「教員等の資質の向上に関する指標」との整合性を図っている。また、京都市教育委員会からの特別講師から指導を受けており、教諭の採用権者の意見も参考にするようにしている。

【点検に基づく評価】

おおむね考慮している。本学の特色を生かしながら、京都府・京都市教育委員会の策定する「教員等の資質の向上に関する指標」との整合性を図りつつ、今後、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定プロセスや計画自体をさらに適切なものにしていくことが求められる。

1-3 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しの状況

【現状説明】

電子媒体による教職履修カルテにおける７観点（学校教育についての理解、子どもについての理解、他者との協力、コミュニケーション、教科・教育課程に関する基礎知識・技能、教育実践、課題探究）とともに、社会情勢や教育環境の変化に常に目を配りながら、学生一人一人が教職課程での学修を通じて得た自らの学びの成果を把握し、必要な場合には教員養成の目標を達成するための計画を見直すことに努めている。また、教員養成の目標を達成するための計画の見直しのために、教職課程を担う教員個々に、学生向けアンケートを実施し、独自に活用している。

【点検に基づく評価】

一定程度の見直しはなされているが、教職課程を担う教員個々のレベルに留まるため、一人一人の学生における学修成果の把握とその方法及び教員養成の目標を達成するための計画の見直しについて、大学全体として取り組む必要がある。

○根拠となる資料やデータ等

・教職課程ガイドブック
・京都府・京都市教育委員会策定「教員等の資質の向上に関する指標」
・教職履修カルテ

２　授業科目・教育課程の編成実施

【現状説明】

複数の教職課程を有している本学では、大学全体として、学部または研究科で複数の教職課程間での授業科目の共通開設を実施しているが、その実施にあたっては、共通開設に責任を負う学科等における芸術大学の強み・特色を生かしている。また、学科等のレベルでは、法令及び教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と対応した授業科目の開設と役割分担を図っており、「教科及び教科の指導法に関する科目」等の教職課程のある種の科目については、教職課程以外の科目との関連性がある程度確保されている。なお、美術科・工芸科等を中心に、教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備を整えている。

個々の授業科目の到達目標は、法令、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画、学習指導要領及び教職課程コアカリキュラムへの対応を図りつつ、それらをシラバスに反映させている。具体的には、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と授業科目との関係、授業科目の目的と到達目標、内容と方法、計画、成績評価基準等に言及し（本学のシラバス項目でいえば、授業目標・到達目標、授業概要、授業計画、評価方法・評価基準に該当する）、アクティブ・ラーニン

グやＩＣＴ（情報通信技術）を活用した手法を導入し、「考える」「話す」「行動する」などの多様な学びをもたらす工夫を行っている。作成したシラバスは、本学の教育の質保証・向上のための事項を検討・改善するための全学教務委員会において確認している。

「学科」及び「専攻」における教育課程の充実・見直しの状況については、教職課程を担う教員による学生向けアンケートを踏まえつつ、個々の授業科目の見直しの状況と対応させながら、学生の学修成果に基づいた適切な見直しを行っている。とりわけ教職実践演習においては、社会情勢や教育環境の変化に常に目を配りながら、学生の学びの状況を踏まえ、必要に応じて外部講師を招いて、当該テーマの学修を深めるとともに、教員養成の目標を達成するための計画の見直しのためのアンケートを日々実施し、独自に活用している。また、教育実習は事前指導・事後指導を含め、大学の主体的な関与の下で行っている。

【点検に基づく評価】

授業科目・教育課程の編成状況は、本学の特色を踏まえつつ、おおむね適切になされている。「学科」及び「専攻」における教育課程の充実や見直しについては、今後実施の授業改善のための学生向けアンケートを踏まえ、個々の授業科目の見直しの状況と対応させながら、学生自らの学びの成果に基づいた適切な見直しを行っていく必要がある。それとともに、特に教職課程における授業科目の実施に必要な施設・設備の整備（特に、オンライン授業を含むＩＣＴ環境、教職課程の授業科目の実施に必要な模擬授業用の教室や関連する図書等について等）についても、今後も引き続き充実を図っていく必要がある。また、教職課程科目とそれ以外の科目との関連性についても検討をしていく必要がある。

〇根拠となる資料やデータ等

・教職課程ガイドブック
・音楽学科　履修規程
・美術学科・デザイン学科・工芸学科・総合芸術学科　履修規程
・音楽研究科　履修規程
・美術研究科　履修規程
・教職履修カルテ
・教育実習簿
・シラバス

３　学修成果の把握・可視化

【現状説明】

成績評価に関しては、全学的な基準を全学教務委員会にて策定し、それを公表して、成績評価基準に基づく評語と授業科目ごとに定められている到達目標の達成水準との関係等について明らかにしている。「学科」及び「専攻」においても、成績評価に関する共通理解の構築として、同一名称の授業科目を複数の教員が分担して開講している場合に成績評価の平準化を図ることができている。また、教員の養成の目標である学修成果を明らかにするために、卒業時の教員免許状の取得状況や教職への就職状況等を含めた情報を、教職課程を担う教員が個別に把握することによって設定している。それを受けて、教職実践演習に向けた履修カルテの作成に活用している。

授業科目レベルにおいては、各授業科目の到達目標に照らした上で、定量的または定性的に達成水準を明らかにし、点数・評語に反映することができており、公正で透明な成績評価という観点から達成水準を測定する手法やその配点基準をあらかじめ明確にしており、これらは、評価方法・評価基準としてシラバスに反映し、本学の教育の質保証・向上のための事項を検討・改善するための全学教務委員会において確認している。

【点検に基づく評価】

学修成果の把握・可視化は、おおむね適切になされている。

○根拠となる資料やデータ等

・シラバス
・音楽学科　シラバスの作成について（全学教務委員会通知資料）
・美術学科・デザイン学科・工芸学科・総合芸術学科　シラバスの作成について（全学教務委員会通知資料）
・教職履修カルテ

４　教職員組織

【現状説明】

「学科」及び「専攻」において、教職課程認定基準（平成１３年７月１９日教員養成部会決定）で定められた必要専任教員数は充足している。また、教員の業績等については、担当授業科目に関して十分な研究業績を有する者を配置するようにしおり、一部の授業科目では、学校現場等での実務経験を重視した教員配置をしている。職員については、事務組織として教職課程を実施するために、教職課程研究室に１名の職員及び教職に関する関連業務の一部兼担職員（以下、「教務課職員」という。）を配置している。

【点検に基づく評価】

教員の配置や業績、職員の配置について適切に行われている。ただ、全学的なＦＤ・ＳＤの実施について、実施計画等を検討することが将来的な課題として残されている。

〇根拠となる資料やデータ等

・大学ＨＰ教員紹介
・大学ＨＰ教職課程研究室

５　情報公表

【現状説明】

教育職員免許法施行規則第２２条の６に定められた情報公表については、教員の養成の目標やその達成のための計画、教員の配置や業績、授業科目や年間の計画及び教員免許の取得状況等に関して、令和６年度に実施された。また、教職課程の自己点検・評価の情報公表については、今回において取り組みがなされている。

【点検に基づく評価】

教職課程の情報公表にあたっては、今後より適切な体制を整えていくことが必要である。また、教職課程の自己点検・評価については、今回の自己点検・評価を踏まえて、より充実するものにしていくことが求められる。学生の就職状況の把握について、現状では任意の申し出のみによって把握されているが、大学が主体となって就職状況の把握に努める必要がある。

〇根拠となる資料やデータ等

・大学ＨＰ

６　教職指導（学生の受け入れ・学生支援）

【現状説明】

教職課程を担う教員及び教職課程研究室職員を中心に、履修指導や進路指導を実施している。「学科」及び「専攻」においては、教職課程を履修する学生の確保に向けた取り組みとして、年度当初には、教職課程を担う教員及び教職課程研究室職員より、新入生オリエンテーション、学年別の教職課程にかかわるオリエンテーションを実施し、教職課程に関する情報を積極的に提供し、教員の養成の目標に照らして学生を受け入れるようにしている。また、学生に対する履修指導については、個々の学生の教職に対する意欲を踏まえつつ、学修意欲を喚起するような履修指導を行うことができるよう、教職履修カルテを活用しながら教職課程を担う教員及び

教職課程研究室職員並びに教務課職員間で情報を共有している。同様に、教職課程研究室における掲示板を活用したり、教職課程を担う教員による配信を行ったりすることで学生に対する進路指導を行っている。

【点検に基づく評価】

教職指導については、教職員間において教職を希望する学生の情報を共有し適切な情報を提供するなど、おおむね適切になされている。今後、全学的な教職課程にかかわる組織体制の整備がなされた上で引き続き改善を検討していく必要がある。

○根拠となる資料やデータ等

・Ｇｏｏｇｌｅ　Ｃｌａｓｓｒｏｏｍ教職課程履修者全体
・教職課程ガイドブック
・教職履修カルテ
・教職課程研究室掲示板

7　関係機関等との連携

【現状説明】

教育委員会や各学校法人との連携・交流等については、京都府・京都市を中心とした教育委員会や京都地区大学教職課程研究連絡協議会の加盟校である、京都外国語大学、京都女子大学、京都文教大学、同志社大学、花園大学、及び京都工芸繊維大学等の近隣の学校法人と適切に連携・交流を図り、その結果を地域の教育課題や教員育成指標を踏まえた教育課程や学生指導の充実につなげていくようにしている。

教育実習や介護等体験を実施する学校とは、実習のスムーズな実施のために、学生のニーズにも対応しながら、適切に連携・協力を図っている。また、学校体験活動や学習指導員としての活動等の学校現場での体験活動を行う機会は、教育委員会の担当者との情報共有に基づき、教職課程研究室から提供した上で、個々の教員からも、教職課程を履修している学生に向けて情報を発信している（例えば、京都教師塾説明会等)。

学外の多様な人材の活用については、学外の諸機関等から実務経験のある教員をゲストスピーカーとして招き、教職課程での指導、とりわけ教育実習や介護等体験での指導等の充実のために活用している。

【点検に基づく評価】

関係機関等との連携は、適切になされている。今後も、教育委員会との連携を強化し、近隣学校法人と情報を共有し、外部の多様な人材を活用して、本学の教職課程の充実を図ることが望まれる。

〇根拠となる資料やデータ等

・教職ガイドブック

・京都地区大学教職課程研究連絡協議会アンケート等

・教職課程研究室掲示板